

## 公職選挙法の供託金制度の抜本的な改正を求める意見書

地方自治体の公職選挙に立候補するに当たり、供託金は都道府県知事300万円、同議会議員60万円、政令指定都市の長240万円、同議員50万円、政令指定都市以外の長100万円、同議員30万円、町村長50万円となっている。

国政選挙は、小選挙区選挙には供託金300万円であり、比例区選挙は「政党要件」のない政党（団体）が立候補しようとする場合、1人600万円、10人分6,000万円供託金が必要になる。これでは資金がない人・政党は、国政に立候補することは事実上できない。一般の国民が簡単に払える額ではなく、事実上、立候補の制限につながっており、法もとの平等に反していると言わざるを得ない。

日本国外では、イギリス10万円、カナダ8万円であるが、フランス（1995年に日本円に換算して2万円を廃止）、ドイツ、イタリア、アメリカは供託金制度そのものがなくゼロ円である。日本の国政選挙の供託金は、韓国の2倍、オーストラリアの60倍、シンガポールの4倍に当たる。

日本の供託金制度の歴史をたどってみると、1925年の普通選挙法からこの制度は始まっている。当時の政府は、一定額以上の納税者に限られていた選挙権を25歳以上の成人男子に認めるかわりに、立候補に当たり高額を保証金を課したものである。戦後、成人女子に選挙権が認められたが、供託金制度が引き継がれ、額も繰り返し引き上げられてきた。1993年の公職選挙法の改正でそれまでの1.5倍になり、現在に至っている。

選挙に立候補することは、選挙で議員を選ぶことと同様、主権者である国民の重要な権利である。高額な供託金によって立候補の自由を抑制することは、「国民の参政権」を定めた憲法第15条や、国会議員の資格を「財産又は収入によって差別してはならない」と定めた憲法第44条に反するものと言わざるを得ない。早急に誰もが選挙に立候補ができるように公職選挙法における供託金制度を抜本的に改正する必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、公職選挙法を改正し、供託金制度を廃止することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月28日

三鷹市議会議員 白鳥 孝